

佐世保工業高等専門学校教育システム点検室規程

(令和8年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校IR・戦略推進センター規則第4条第3項の規定に基づき、教育システム点検室（以下「点検室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 点検室は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の自己点検・評価が円滑に実施されるために点検に係る業務を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 点検室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本校の教育システムの問題点及びその解決方法の調査・研究に関すること。
- 二 調査・研究結果に基づき教育システムを点検し、改善を要する内容について、所管する関係委員会へ提案すること。
- 三 自己点検・評価委員会規則第2条第2号に定める自己点検・評価項目の実施状況を確認すること。
- 四 中期目標・中期計画の達成に必要な評価項目について、仮評価を行うこと。
- 五 第三者機関による評価受審に向けた自己点検評価書及び関連資料の作成・整備並びにそれを裏付ける資料の収集を行うこと。
- 六 その他、本校における自己点検・評価を円滑に実施するために必要な業務を行うこと。

(組織)

第4条 点検室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教育システム点検室長（以下「室長」という。）
- 二 教育システム点検室員（以下「室員」という。）
- 三 総務課長
- 四 学生課長

2 室長は、本校教授及び准教授の中から校長が選任する。

3 室長は、点検室に関する業務を統括する。

4 室員は、本校専任教員の中から校長が選任する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、第3条第3号及び第4号並びに第5号については総務課において、その他については学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、点検室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。